

## 株式会社日本証券クリアリング機構におけるクロスマージン制度の対象取引拡大に伴う当社関連諸規則の一部改正について

2023年11月2日

株式会社大阪取引所

### I. 趣旨

株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」という。）において導入されております、クロスマージン制度（金利スワップ取引及び国債証券先物取引に係るリスクの相殺によって、清算参加者等の担保負担を軽減する制度）について、対象取引の拡大（TONA3か月金利先物取引の追加）が予定されています。

これを受け、当社関連諸規則においても、金利先物取引について国債証券先物取引と同様の取扱いを定めるため、清算・決済規程及び先物・オプション取引口座設定約諾書等の一部改正を行うこととします。

### II. 概要（※下線部：今回の改正箇所）

項目	内容	備考
1. クロスマージン制度の対象	<ul style="list-style-type: none"><li>クロスマージン制度の対象となる取引及び証拠金並びにクロスマージン制度を利用できる者の範囲は、クリアリング機構が定めるものとします。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>クリアリング機構では、クロスマージン制度の対象となる取引は、金利スワップ取引、国債証券先物取引（長期国債先物取引（現物先物取引及び現金決済先物取引）の第1限月取引及び第2限月取引を対象とします。以下この要綱において同じ。）<u>及び金利先物取引（クリアリング機構が定める限月取引を対象とします。以下この要綱において同じ。）</u>に係るポジションとします。</li><li>クリアリング機構では、クロスマージン制度の対象となる</li></ul>

項 目	内 容	備 考
		<p>証拠金は、金利スワップ取引のポジションに係る当初証拠金及び日中証拠金並びに国債証券先物取引及び金利先物取引のポジションに係る取引証拠金とします。</p> <p>※ クリアリング機構では、クロスマージン制度を適用している国債証券先物取引及び金利先物取引に係るポジションについては、先物・オプション取引に係る取引証拠金の所要額の算出対象からは控除し、金利スワップ取引に係るポジションと併せて金利スワップ取引の証拠金計算方法を適用して当初証拠金及び日中証拠金の所要額を算出することとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>クリアリング機構では、クロスマージン制度を利用できる者の範囲は、清算参加者（金利スワップ清算資格を有する者。以下この要綱において同じ。）又は清算委託者（清算参加者との間で清算受託契約を締結した者。以下この要綱において同じ。）であって、国債先物等清算参加者として又は国債先物等清算参加者を通じて国債証券先物取引及び金利先物取引を行っている者とします。（別紙「クロスマージン制度の利用対象者について」参照）</li> </ul> <p>※ ただし、清算参加者と異なる企業集団に属する国債先物等清算参加者を通じて国債証券先物取引及び金利先物取引を行っている清算委託者については、クロスマージン制度の利用の対象外とします。</p>

項 目	内 容	備 考
2. 取引参加者又は顧客の未決済約定の整理を行う場合における、クロスマージン制度を適用している取引の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ クロスマージン制度を適用している国債証券先物取引及び金利先物取引に係るポジションについて、当社が取引参加者に対して支払不能による売買停止等を行った場合又は顧客が期限の利益を喪失した場合等における、他の取引参加者への引継ぎや取引参加者が任意で行う未決済約定の整理の対象から除外することとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ クリアリング機構では、クロスマージン制度を適用している国債証券先物取引及び金利先物取引に係るポジションについては、金利スワップ取引と併せ、リスクの相殺を勘案した証拠金所要額を算出することから、支払不能等により当該ポジションに係る未決済約定の整理を行う際にも、リスクが相殺された状態を維持したまま、クリアリング機構の金利スワップ業務方法書が定める方法により、処分が行われることとなります。</li> </ul>
3. クロスマージン利用者である国債先物等非清算参加者又はその顧客による「国債先物等承継」の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ クロスマージン利用者である国債先物等非清算参加者又はその顧客による「国債先物等承継」については、クリアリング機構が定めるものとします。</li> <li>・ クロスマージン利用者である国債先物等非清算参加者又はその顧客による「国債先物等バックアップ受託者」の指定については、クリアリング機構が定めるものとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ クリアリング機構では、クロスマージン申請者である国債先物等清算参加者又はクロスマージン承諾者である清算参加者が破綻した場合、クロスマージン利用中のクライアント（受託清算参加者と同一の企業集団に含まれる者以外の清算委託者。以下のこの要綱において同じ。）は、クロスマージン制度を適用している国債先物取引及び金利先物取引に係るポジションについて、他の国債先物等清算参加者へ移管（以下「国債先物等承継」という。）することができることとします。</li> <li>・ クリアリング機構では、クロスマージン利用中のクライアントは円滑に「国債先物等承継」を行う先として、他の国債先物等清算参加者を「国債先物等バックアップ受託者」としてあらかじめ指定することができることとします。</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
4. その他	・ その他、所要の改正を行います。	

### Ⅲ. 実施時期

2024年3月4日（予定）から実施します。

以 上